

令和6年能登半島地震に関するよくある御質問について

(3月19日現在)

1 - 技能実習生の雇用維持等について

Q1-1	地震により事業所が被災し、技能実習の継続が困難となりましたが、被災した事業所や技能実習生として受けられる支援策はありますか。
A1-1	<p>能登半島地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置については、技能実習生も休業対象労働者となります。雇用調整助成金の特例措置の内容については、労働局又は最寄りのハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省 HP を御覧ください。</p> <p>また、能登半島地震に伴う災害により、事業を休止・廃止したために、休業して賃金（休業手当を含みます。）を受けられない方は、実際に離職していなくても、失業給付を受給できる雇用保険の基本手当の特例措置については、技能実習生も対象労働者となります。雇用保険の特例措置の詳細については、最寄りのハローワークに御相談ください。</p>
Q1-2	今回の地震の影響により、技能実習を行うことが困難となったのですが、一時的に別の事業所で働いてもらうことは可能でしょうか。
A1-2	<p>今回の地震に起因して、一定の期間、本来活動に従事することが困難であり、当該期間経過後、実習先での活動の再開が見込まれる技能実習生については、出入国在留管理庁において、資格外活動を付与する特例措置が開始されています。これにより、技能実習生が1日について8時間以内の報酬を受けられる活動ができますので、一時的に他の事業所で就労させる場合には、転籍に係る技能実習計画認定申請ではなく、当該特例措置の活用を御検討ください。詳細は出入国在留管理庁HPを御覧ください。</p> <p>なお、当該資格外活動を行ったことで、技能実習の終期が変更となった場合、通常であれば中断後の再開のための手続が必要となりますが、変更となる期間が3月を超えない場合は、特例的に技能実習計画の変更認定の申請、技能実習計画軽微変更届出書の提出及び技能実習実施困難時届出書の提出は不要としております。</p>

2 - 転籍関係について

Q2-1	今回の地震を受けて、別の実習実施者に転籍させることを考えておりますが、通常どおりの手続を行うこととなるのでしょうか。
A2-1	転籍するに当たっては、技能実習計画認定申請が必要になります。 また、当該認定に先立って技能実習実施困難時届出書を提出いただくことになり、当該届出については、通常は困難になった事由が発生してから2週間以内の提出を求めているところですが、今回の地震の状況を勘案し、提出が可能となった段階で、実習実施者の所在地（法人の場合は本店所在地）を管轄する機構地方事務所・支所に対して速やかに届け出ることで差し支えないとしております。

Q2-2	今回の地震の影響を受けて、技能実習生の転籍先を探していますが、同一作業で探すことが難しい状況です。どのように対応すればよいのでしょうか。
A2-2	転籍については、原則、同一職種・作業の技能実習を行う必要がありますが、同一職種・作業を行うことができる転籍先を探したもの、見つけることができないといったやむを得ない事情が認められる場合であって、技能実習生が希望するときは、同一職種内であれば異なる作業への変更が認められますので、最寄り又は管轄の機構地方事務所に申し出てください。該当する募集情報を提供させていただきます。

Q2-3	技能実習が困難となった被災地域の技能実習生を受け入れたいと考えています。どのようにしたら良いのでしょうか。
A2-3	受入れを希望する監理団体は、 実習先変更支援サイト に技能実習生の募集情報を登録することができます。 本サイトを初めて御利用される監理団体は、利用登録が必要になりますので、規約に同意いただいた上で、新規登録情報（監理団体許可番号、監理団体名、電話番号及びメールアドレス等）を入力ください。 利用登録済みの監理団体は、技能実習生の募集情報を登録ください。 御不明な点については、機構本部援助課援助係又は地方事務所・支所の援助担当までお問い合わせください。 ※実習先変更支援サイトは一時閉鎖されていましたが、3月19日12時より再開しました。一時閉鎖期間中、御不便をおかけしたことをお詫び申し上げます。

Q2-4	今回の地震の影響を受けて技能実習の実施が困難となったため、別の実習実施者に転籍させた技能実習生を、再び元の実習実施者に転籍させることは可能でしょうか。
A2-4	<p>今回の地震の影響を受けて技能実習の再開が困難と思い、別の実習実施者に転籍させたが、元の実習実施者において技能実習の再開が可能となった等のやむを得ない事情があると認められる場合には、転籍元、転籍先及び技能実習生本人の三者が同意していることを前提として、元の実習実施者に転籍させることは可能です。</p> <p>なお、転籍にあたっては、転籍元は技能実習実施困難時届出書の提出、転籍先は新規の技能実習計画の認定申請がその都度必要となりますので、ご留意願います。詳しくは、機構地方事務所・支所の認定課まで御相談ください。</p>

3-技能実習生が行う作業関係について

Q3-1	地震の影響により、実習実施者の事業所が被災しました。技能実習生に復旧作業を行わせることは可能でしょうか。
A3-1	実習実施者の事業所が被災した技能実習生については、当該事業所における瓦礫等の片付け作業等、技能実習を行うに当たっての環境を復旧する作業を行う場合、当面の間、資格外活動許可を受けることなく、当該作業に従事することができます。
Q3-2	深夜業務を含めたものとして認定されていない技能実習計画なのですが、震災の影響により、一時的に深夜勤務をさせることは可能でしょうか。また、可能であるとしたらどのような手続が必要でしょうか。
A3-2	<p>復旧作業等をやむを得ず技能実習生に深夜勤務を行わせる場合は、法令に基づく労働条件の下で、交替制であることや技能実習生の健康を十分に配慮いただいた上で実施いただく必要があります。手続としては、提出いただける状況になりましたら深夜業務を行うことや実習予定時間数の変更を踏まえた技能実習計画の変更認定の申請又は軽微変更届出を行っていただくこととなります。</p> <p>詳細は、機構地方事務所・支所の認定担当までお問い合わせください。</p>

Q3-3	技能実習生をボランティア活動に参加させることは可能でしょうか。
A3-3	<p>技能実習生が自らの意思で無償のボランティア活動に参加することは可能です。ただし、技能実習生は日本語によるコミュニケーションが不慣れなことが想定されるので、特に安全衛生の観点などに十分御配慮ください。</p> <p>また、今回の地震により技能実習の継続が困難となり、一時的に、元の実習実施者における業務でなく、実費や交通費以上の金銭を得るような有償のボランティア活動を行う場合は、Q1-2で記載した資格外活動を付与する特例措置の対象となります。詳細は出入国在留管理庁 HP を御覧ください。</p>

4 - 訪問指導・監査関係について

Q4-1	監理団体として、被災地に所在する実習実施者に対する定期監査及び訪問指導は、どのように対応すれば良いでしょうか。
A4-1	<p>技能実習は実施されているものの、今回の地震の影響による実習実施者までの交通状況等を踏まえ、実地にて定期監査又は訪問指導を行うことが困難な場合「技能実習制度運用要領～関係者の皆様へ～（令和5年4月出入国在留管理庁・厚生労働省編）」第5章第2節第2（1）監査に関するものうち、193 ページに記載されている【留意事項】の「○技能実習生が従事する業務の性質上①～⑤の方法によることが著しく困難な場合について」を参考に、WEBカメラ等を用いて実際に作業を行っていることを確認するなどの対応を行ってください。</p> <p>それでもなお、被災地に所在する実習実施者に対する定期監査等で、実施が困難なものであって、令和6年1月1日から令和6年4月29日までの間に履行期限が到来するものについては、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」の規定等に基づき、令和6年4月30日までに義務が履行されたときには、法令義務違反として、行政上及び刑事上の責任を問われません。</p>